

歯科医師臨床研修推進検討会報告事項

日本歯科医学教育学会 住友雅人
(日本歯科大学附属病院)

1) 臨床研修施設群方式の推進の方策について

推奨できる事項

- ・群内マッチングシステム

改善を要する事項

- ①協力型臨床研修施設の指導歯科医への学会・講習会等への参加義務

現状では、指導歯科医講習会を受講すれば指導歯科医の資格を得ることができるが、適切な指導を行うためには、指導歯科医の継続的な資質の向上のために、学会・講習会等への参加を義務づけることが必要と思われる。

- ②協力型臨床研修施設の並行申請数の制限

協力型臨床研修施設は複数の管理型臨床研修施設と群方式を行うことができるが、管理型臨床研修施設では実質的な受け入れ人数が把握できないなどの問題が生じております、並行申請数の制限や各々の受け入れ人数の呈示等が必要と思われる。

- ③既に指定を受けている協力型臨床研修施設、管理型臨床研修施設の施設申請更新に関する事務手続き

既に指定を受けている施設に関し、厚生労働省地方厚生局に提出する書類を今以上に簡略化すべきである。

2) 臨床研修管理委員会の役割について

推奨できる事項

- ・現時点ではなし

改善を要する事項

- ①研修修了認定の施設ごとの整合性

研修管理委員会で修了認定を行うに際し、他施設との整合性をとるための具体的な研修修了ガイドラインの策定が必要である。

②臨床研修指導体制の充実（医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会意見書
平成 18 年 10 月 3 日）

- (1) 各臨床研修施設・研修協力施設間の連携強化
 - (2) 指導歯科医への適切な助言
 - (3) 研修歯科医の資質向上に資する評価
- に加え、
- (4) 研修歯科医の健康管理（メンタルヘルスケア）
 - (5) 指導歯科医の資質向上に資する評価
- (4)、(5) を入れることが必要と思われる。

③研修管理委員会の体制整備の見直し

委員会の構成員が多くなるため、実際に開催しても、ほとんどが委任状の提出という形になるのが現状である。地方厚生局から、月 1 回程度の管理委員会の開催が望ましいとお聞きしたことがあるが、現状では年 2 回程度の開催しかできない。施設によつては、1 回のみの開催というところが存在しているようである。

医道審議会歯科医師分科会で提出された研修管理委員会の諸機能の強化は全面的に賛成であるが、今後、協力型研修施設数の増加が見込まれることから、歯科の特徴を考慮しないと、適切な組織運営が行えないと思われる。

3) その他

改善（検討）を要する事項

- ・中断者への対応
- ・未修了者への対応